

お知らせ

締切

2020
9 | 25
金

小規模事業者持続化補助金で 販路開拓を行いませんか？



ご注意ください

※記載事項変更の可能性があります。
最新情報は、ページ右下URL・QRコードから
公募要項・申請書様式をご確認ください。

小規模事業者持続化補助金

(一般型)・(コロナ特別対応型)

小規模事業者持続化補助金(一般型)の第3回受付、
(コロナ特別対応型)の第4回受付が開始されました。経営計画に基づいて実施する販路開拓などの取り組みに要する経費を助成します。

申請をご希望の方は、当所までご相談ください。

補助対象者

■小規模事業者

【常時使用する従業員数】

- ①商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外):5人以下
- ②サービス業のうち宿泊業・娯楽業:20人以下
- ③製造業その他:20人以下

※当所管轄地区内で事業を営んでいる小規模事業者が対象です。
可美・篠原・庄内・舞阪・雄踏・旧引佐郡・旧浜北市・旧天竜市は商工会地区
となりますので、恐れ入りますが、商工会へお問い合わせください。

補助対象例

- ①広告宣伝
- ②集客力を高めるための店舗改装
- ③商談会・展示会への出展
- ④新たな商品・サービス提供のための
製造機器の導入・試作開発の実施
- ⑤ITを活用した広報や業務効率化

補助の内容

	一般型	コロナ特別対応型
補助率	補助対象経費の 2/3 以内	補助対象経費の 3/4 または 2/3 以内
限度額	原則 50 万円	原則 100 万円

※一定の要件を満たす場合、限度額の引き上げが可能です。

※コロナ特別対応型は一定の要件を満たす場合、補助対象経費の一部について
審査後、概算払いによる即時支給(交付決定額の50%)を受けることができ
ます。

コロナ特別対応型

■補助対象経費の1/6以上が、

以下の要件に合致する投資であることが必要です。

- A: サプライチェーンの毀損への対応
- B: 非対面型ビジネスモデルへの転換
- C: テレワーク環境の整備

お急ぎ
ください！

当所への事業支援計画書または
支援機関確認書の交付依頼は
9月25日(金)までとなります。

申請スケジュール

締切

①当所への事業支援計画書または 支援機関確認書の交付依頼	2020年9月25日(金)
②日本商工会議所へ 申請書類一式の送付	2020年10月2日(金)
③採択結果公表	2020年12月頃予定
④補助事業の実施期間 ※コロナ特別対応型は2020年2月18日まで 遡及可能	交付決定通知受領後から 2021年7月31日(土)まで

持続化補助金の
最新情報はこちら

<http://urx.red/YPzg>

申請書作成のポイントが
ギュッと詰まった動画



申し込み
問い合わせ

浜松商工会議所 中小企業相談所 TEL:053-452-1115
E-mail:keiei@hamamatsu-cci.or.jp